

15期生  
学年通信

# 煌

～きらめき～  
No.14 3月増刊号

2019(H31).3.22 発行  
神戸市立科学技術高等学校  
神戸市中央区脇浜町 1-4-70  
TEL 078(272)9923  
学年主任 神永 克哉  
編集 宮田・水野

## 「目標をしっかりと持とう」

1学年主任 神永 克哉

今年度もあと少しで終わろうとしています。入学して1年が経とうとしています。今の状態はどうか。自分が思い描いていた1年間でしたか。中学生から高校生になり、いろいろなことが大きく変わったと思います。この1年間での変化をきちんと受け止め、これから先のことをしっかりと考えてください。つい最近「中学の時はこうやった」「そんなことで注意されたことない」など甘えた言葉を耳にしました。いよいよ来月から2年目がスタートします。将来を見据えて、目標をしっかりと立てて下さい。これから先、自分はどうしたいのかを悩み、考えてください。そして、その目標を実現するために努力してください。世間では、2年目のジंक

スとよく言われていますが、私は「人事を尽くして天命を待つ」という言葉を15期生の皆さんに贈ります。目標に向けて努力する。結果は努力した分ついてくると思っています。逆に努力した分しか結果が出ないとも言えます。つまり自己責任ということです。2年目は目標に向けて、さらに精一杯の努力を

してください。目標が決まらなくても、努力してください。

そしてその中で将来の目標を決めてください。

3年生になってからでは遅いです。

頑張れ15期生。努力の青軍団。

いろいろな場面での活躍を期待します。



## 4月の予定 (April・卯月)

日	曜	行事	日	曜	行事
1	月	職員会議	16	火	
2	火		17	水	全校集会 職員会議
3	水		18	木	
4	木		19	金	
5	金	職員会議	20	土	
6	土		21	日	
7	日		22	月	
8	月	始業式 離着任式 入学式	23	火	
9	火	着任式 対面式 身体測定	24	水	
10	水	スタディーサポート(テスト)	25	木	
11	木	平常授業開始	26	金	
12	金	第1回進路希望調査	27	土	
13	土		28	日	
14	日		29	月	昭和の日
15	月		30	火	国民の休日

### 4月当初の予定

- 4月8日(月) 始業式・離着任式
- 4月9日(火) 着任式・対面式・学年集会・身体測定
- 4月10日(水) スタディーサポート・クラス集合写真撮影



### 春休みの課題

2年生になると、専門科目も増え、さらに難しい学習が増えていきます。春休みの間に、自分の苦手なところを把握し克服できるよう、課題の有無に関わらず準備しておきましょう。

科目	対象	内容	提出	その他
スタディーサポート	全員	スタディーサポート事前学習～スタディーチャージ～	4月8日(月) 担任に提出	
国語	S科	プリント 10枚	課題テストの日	課題テストを4月上旬に実施します
数学I/数学A	MEU科	新訂版 数学I・A 基本問題精選 P.36～P.43, P.62～P.68	4月8日(月) 担任に提出	
	S科	①問題集『プログレス数学I・A』別紙案内の、指定の問題番号 ②数学II予習プリント(両面1枚)	数学IIの最初の授業	答案返却時に配付の別紙参照
コミュニケーション 英語I	MEU科	①英文法ワークショップ(P.46～51) ②学習ノート(P.88～97) ③Lesson9 Part 1～4 プリント(冊子) ④Lesson10 Part 1～4 プリント(冊子)	答え合わせをして最初の授業で提出	課題テストを1学期の最初の授業で実施(課題テスト範囲①～③)
	S科	①「ユメプラン0」全18 UNITのStep5のうち問題番号1～5の5英文を5回聴いて書き取る(レポート用紙) → 答え合わせ → もう1回聴いて確認 ②「キクタンBasic4000」897～1120の224語を覚える	①のみ、レポート用紙に書き取って最初の授業で提出	課題テストを1学期の最初の授業で実施 課題の提出および、課題テストの評価は1学期の平常点の一部になります

# 指導部より 春休みの生活について

こうどう

行動

から

こうどう

考動へ

自ら善悪を判断し考えて動く習慣を身に着けよう！

新年度は、夢と希望をもって新しい生活への第一歩が踏み出しやすい時期です。そのためには春休みの過ごし方が重要となります。科学技術高校生にとって最も大切と思うことを以下に記しています。

**命を絶対に守る！(何があっても死なない！何があっても死んではいけない！)**

自分の心、家族の心、仲間の心、自分を取り囲む人たちの心を敏感にくみ取ろう！

## ①絶対に 自殺をしない！

春の陽気に浮かれて、危険を顧みない行動を慎む！

## ②交通事故やレジャーによる事故で 死なない！

(バイク・原付3ない運動：免許をとらない、バイクを買わない、乗せてもらわない)

特に自転車での事故、歩行中の巻き添え事故が急増中！

## ③他人を傷つけても死なせてもいけない！

(自転車の適切な乗車！マナーやルールを守る！もう、原則として歩道を走ることができない。)

## 高校生としての自覚と責任！(何か起こってから後悔しても遅い！)

触法行為は即逮捕されます。逮捕されると数週間かけて以下の手続きが行なわれます。飲酒・喫煙・喧嘩(ちょっとしたもめごと)・夜間徘徊(11:00以後)も補導対象となっていますので、事前に適正に善悪を判断し、賢い「考動」を行いましょう。

**「逮捕→少年鑑別所→家庭裁判所審判→法的処分」**

## インターネット(SNS:ソーシャルネットワークサービス)の注意

- ①ネット上に個人・学校が特定できる文字(文章)・写真は掲載しない！
- ②慎んだ常識のある言葉を使う！
- ③自分以外の人間の情報(写真)は絶対に掲載しない！
- ④他人や組織の誹謗中傷(悪口)を絶対に書き込まない！
- ⑤むやみに他校生に絡まない。特に異性への絡みは複雑な人間関係に発展しやすい。

**「投稿以前に 男女問わず自分や仲間の裸の写真は絶対に撮らない！撮らせない！」**

**「他人の悪口・不道徳な言動は絶対に投稿しない」**

## トラブルに巻き込まれたら！

- ① まずは警察に連絡！
  - ② 1年生 →078-272-9923  
2年生 →078-272-9922  
3年生 →078-272-9916  
代表電話 →078-272-9900
- 事件事故巻き込まれた・補導された等  
すぐに学校にも連絡を！

言いにくいことや悩み事は  
・こうべっ子悩み相談 0120-155-783  
・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

# ネット上での注意事項！

【全国的にネット上でのトラブルが増加中！軽はずみな行動が人生を変えてしまうことがある！】

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」抜粋

- ①「児童」(男子も女子も)とは、十八歳に満たない者をいう。
- ②「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録、児童(男子も女子)の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。
- ③ 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- ④ 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの。
- ⑤ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの。
- ⑥ 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(自己の意思があつて所持した場合。)
- ⑦ 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

《例》 入手理由のいかんにかかわらず「児童ポルノ」画像を保存した時点で触法行為(検挙対象)となります！

- |   |   |                |
|---|---|----------------|
| ① 彼女、彼氏の裸の写真を携帯電話で撮って自身で保存しておく。         | → | ダメ！(検挙対象)      |
| ② 友人から、LINE等で送ってきた。興味がないので即時削除した。       | → | 適切な判断！         |
| ③ 友人から、LINE等で送ってきた。興味があったのでそのまま保存していた。  | → | ダメ！(検挙対象)      |
| ④ 友人から、LINE等で送ってきた。保存し、違う友人らにも送った。      | → | ダメダメ！(検挙対象 重)  |
| ⑤ 部活動終了後に着替えているシーンを撮って保存！(同性異性に関わらず)    | → | ダメ！(検挙対象)      |
| ⑥ 部活動終了後に水浴びをして裸で走り回っている友人を撮って保存！ブログで公開 | → | ダメダメ！(検挙対象 重重) |
| ⑦ 父親が赤ん坊の娘と風呂に入っている姿を記録写真として残した。        | → | 問題なし！          |
|   | → | ただし、事情によっては検挙！ |

【学校で携帯電話(SNS利用含)を持つことの自己責任(契約者・保護者責任も問われる。)]

《「学校生活の決まり」及び「入学時の校内携帯電話携行条件・承諾書(承諾済)」事項を再確認してください。》

## 『学校生活のきまり』

◆自己管理(破損、盗難等)を徹底することともに、携帯電話の利用方法に関しては各家庭の責任において適正な指導を行う。特にSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に関わるトラブルは、**学校は一切の責任を負わない。**

## 『「入学のしおり」の携帯電話取り扱い指導方針及び承諾書で承諾済み事項』

- ① 学校内では、常に電源を切り使用しないこと。厳守できなかった場合は直ちに学校で保管し、保護者へ返却します。
- ② 自己管理・使用責任を徹底し、盗難、その他のトラブルがおこらないようにすること。
- ③ 学習及び睡眠時間の確保等、学校生活の妨げとなる利用をしないこと。
- ④ 携帯電話の利用方法に関しては各家庭の責任において適正な指導を行う。特にSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に関わるトラブルには、**学校は一切の責任を負わない。**
- ⑤ ②③条件においても、**学校は一切の責任を負わない。**
- ⑥ その他 法律に違反する言動(写真)や「学校生活のきまり」に反する言動や高校生として不適切な写真、誹謗中傷など精神的苦痛を与える内容を掲載した場合は**特別指導の対象**となる場合があります。